主 文 原決定を取消す。 事 実

申立代理人は主文同旨の裁判を求めた。その理由の要旨は次の通りである。

(一) 本件強制競売申立の基本となつた公正証書の執行力ある正本は、その執行力の現存が公証されているのであるから執行裁判所はその債務名義としての効力の有無を調査する必要もなく、またその権限も有しない。従つて右公正証書が公証人法第三十六条第三号所定の要件に違背する無効のものであるとして、本件強制執行の申立を却下した原決定は失当である。

(二) 仮にそうでないとしても、前記公正証書の末尾には当事者の氏名並びに、各当事者の代理人の氏名、住所、職業及び年令が記載されているのであるから、右各代理人の嘱託により、作成せられたものであることは明白である。従つて、右公正証書は公証人法第三十六条第三号所定の要件を充足しているから、原決定は失当である。

理 由

〈要旨〉本件記録に添付せられた広島法務局所属公証人A作成新第一万四千六百八十号債務確認並びに支払に関〈/要旨〉する契約公正証書の執行力ある正本によれば、右公正証書の冒頭には「本職は当事者の陳述を聴き左に之を録取する」と記載され、他に代理人の嘱託により作成せられた旨の文言は何等存しないのであるが、その末尾には、当事者双方の各代理人の氏名、住所、職業及び年令が記載せられ、、しておいることが記載して公証人と共に署名捺印していることが記載の右代理人等が公証人役場に出頭して公証人と共に署名捺印していることが記載の右代理人のであるから、右公正証書の全文を通読するときは、その冒頭に「当事者の存代理人の陳述」を指称するものであることをうかとあるのは「当事者の各代理人の陳述」を指称するものであることをうかとない。

よつて、右公正証書の執行力ある正本が公証人法第三十六条第三号所定の要件に 違背し、債務名義としての効力を有しないことを理由として本件強制競売申立を却 下した原決定は不当であつて、本件抗告は理由があるから、民事訴訟法第四百十四 条、第三百八十六条を適用して主文の通り決定する。

(裁判長判事 植山日二 判事 佐治欽治 判事 松本冬樹)